（二）複合材料からなる構造体を製造するため、又は繊維状の物質をラミネートするために特に設計したもの
（三）直径が七五ミリメートル以上の円筒形の管を製造することができるもの
ハ　複合材料又は繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造体を製造するためのものであって、次のいずれかに該当するもの
（一）テープ又はシートを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの
（二）トウを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができ、サーボ制御により動作する軸数が二以上のもの
ニ　三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン
ホ　繊維の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの
（一）重合体繊維から他の繊維を製造する装置
（二）熱したフィラメント状の基材に元素又は化合物を蒸着させるための装置
（三）耐火セラミックの湿式紡糸装置
ヘ　繊維の表面処理又はプリプレグ若しくはプリフォームの製造を行うように設計したもの
十八　ノズルであって、原料ガスの熱分解（一、三〇〇度以上二、九〇〇度以下の温度範囲において、かつ、一三〇パスカル以上二〇、〇〇〇パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。）により生成する物質を基材に定着させるためのもの
十九　ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置
イ　構造材料の炭素の密度を増加させるためのもの
ロ　原料ガスの熱分解により生成する炭素を基材に定着させるためのもの
二十　アイソスタチックプレスであって、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその制御装置
イ　最大圧力が六九メガパスカル以上のもの
ロ　中空室内の温度制御ができるもの（中空室内の温度が六〇〇度以上の場合に限る。）
ハ　中空室の内径が二五四ミリメートル以上のもの
二十一　炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉であって、化学的気相成長用のもの又はその制御装置
二十二　構造材料であって、次のいずれかに該当するもの
イ　比強度が七六、二〇〇メートルを超え、かつ、比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超える繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなる複合材料（プリプレグであって、ガラス転移点が一四五度以下のものを除く。）又はその成型品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット、無人航空機又は第四号に該当する物資に使用するように設計したものに限る。）
ロ　ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材料又はその成型品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）